

# 敦賀署通信（令和7年11月号）

敦賀労働基準監督署  
管内の  
令和

## 業種別 労働災害発生状況 7年 速報 (対前年同期比較) 令和7年10月末速報

区分 業種	休業4日以上の死傷災害				死亡災害		
	7年	6年	対前年 増減	増減率 (%)	7年	6年	対前年 増減
<b>全産業</b>	<b>100</b>	<b>121</b>	<b>-21</b>	<b>-17.4</b>		<b>1</b>	<b>-1</b>
<b>製造業</b>	<b>13</b>	<b>18</b>	<b>-5</b>	<b>-27.8</b>		<b>1</b>	<b>-1</b>
食料品製造業	4	5	-1	-20.0		1	-1
織機工業・織機製品製造業	1	1	±0	—		1	-1
木材・木製品・家具等製造業	2	3	-1	-33.3		1	-1
パルプ・紙・印刷・製本業	2	1	1	100.0		1	-1
化 学 工 業	1	2	-1	-50.0		1	-1
窯業土石製品製造業	0	0	±0	—		1	-1
鉄鋼・非鉄金属製造業	0	0	±0	—		1	-1
金属製品製造業	0	0	±0	—		1	-1
一般機械器具製造業	0	0	±0	—		1	-1
電気機械器具製造業	0	3	-3	-100.0		1	-1
輸送用機械等製造業	0	0	±0	—		1	-1
電気・ガス・水道業	1	0	1	—		1	-1
その他の製造業	2	3	-1	-33.3		1	-1
<b>鉱業</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>-1</b>	<b>-100.0</b>		<b>1</b>	<b>-1</b>
<b>建設業</b>	<b>22</b>	<b>23</b>	<b>-1</b>	<b>-4.3</b>		<b>1</b>	<b>-1</b>
土木工事業	6	7	-1	-14.3		1	-1
建築工事業	7	8	-1	-12.5		1	-1
木造家屋等建築工事業	1	3	-2	-66.7		1	-1
その他の建設業	9	8	1	12.5		1	-1
<b>運輸業</b>	<b>12</b>	<b>16</b>	<b>-4</b>	<b>-25.0</b>		<b>1</b>	<b>-1</b>
鉄道等・道路旅客運送業	1	1	±0	—		1	-1
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	11	15	-4	-26.7		1	-1
その他の運輸交通・海上運送業	0	0	±0	—		1	-1
<b>農林・畜産・水産業</b>	<b>7</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>40.0</b>		<b>1</b>	<b>-1</b>
林業	3	1	2	200.0		1	-1
<b>商業</b>	<b>10</b>	<b>14</b>	<b>-4</b>	<b>-28.6</b>		<b>1</b>	<b>-1</b>
小売業	5	11	-6	-54.5		1	-1
金融・広告業	0	2	-2	-100.0		1	-1
保健衛生業	15	26	-11	-42.3		1	-1
社会福祉施設業	12	20	-8	-40.0		1	-1
接客娯楽業	7	4	3	75.0		1	-1
旅館業	3	2	1	50.0		1	-1
飲食店	3	2	1	50.0		1	-1
ゴルフ場の事業	1	0	1	—		1	-1
清掃・と畜業	5	3	2	66.7		1	-1
ビルメンテナンス業	3	2	1	50.0		1	-1
その他の業	9	9	±0	—		1	-1
警備業	5	2	3	150.0		1	-1

\* 休業4日以上の死傷災害数は労働省死傷病報告による。 死亡災害は死亡災害報告による。

## 敦賀労働基準監督署からのお知らせ

### 労働安全衛生法に基づく報告・届出は 電子申請を活用しませんか？

現在、労働安全衛生法に基づくほとんどの報告・届出は、**電子申請**により手続きをとることが可能です。

電子申請による手続きは、開院時間外での申請が可能である、郵送費がかからない等様々なメリットがありますので、**電子申請デビュー**してみませんか？

敦賀労働基準監督署では、容易に電子申請手続きを行えるようマニュアルを作成していますので、ご活用ください。

なお、**電子申請にて手続きを行った場合は、必ず申請が受理されていることを確認するようお願いします。**

(申請しつぱなしになっているケースが多いです)  
確認方法については、敦賀署通信（令和7年9月号）で紹介しています。

電気放電機器結晶管報告書作成用

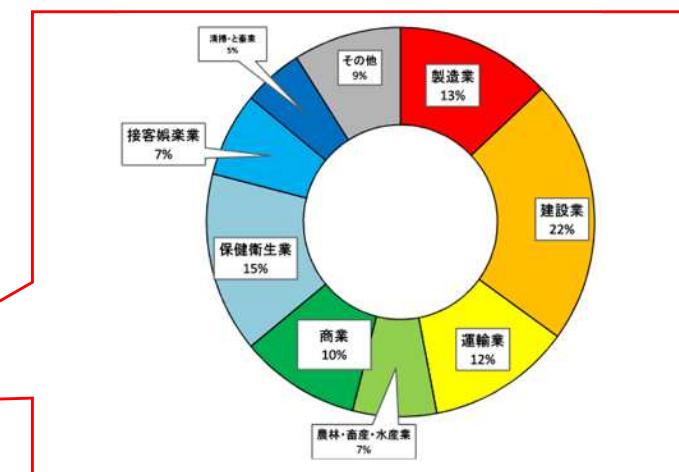
特定化物質四種類新規業者登録用  
電子申請マニュアル



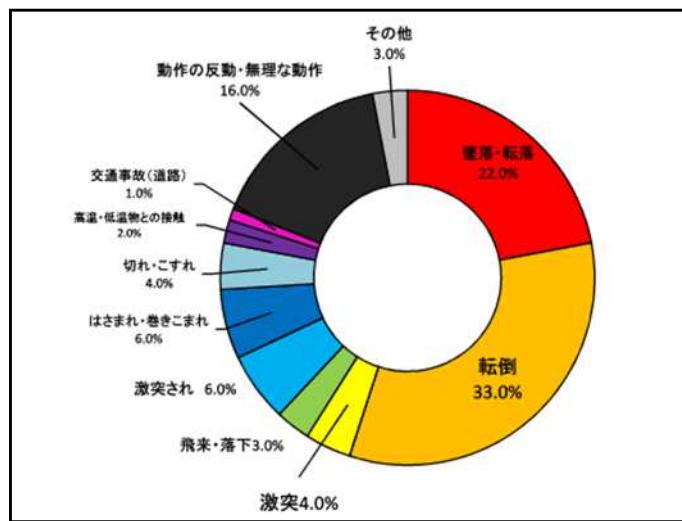
二次元コードからそれ  
ぞれのマニュアルを  
確認していただけます。



「ふくら」



## 令和7年 事故の型別 労働災害発生状況



12月1日からは  
年末年始無災害運動が始まります！

令和7年12月1日から令和8年1月15日までの間は、**年末年始無災害運動**が展開され、今年で55回目を迎えます。年末年始は大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増加します。また、多忙による焦りや疲労からミスやエラーが起こりやすくなる傾向にあります。各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施が重要となりますので、職場の労使間で声を掛け合って、皆で力を合わせて無事に一年を無災害で締めくくり、新年を明るい笑顔でスタートできるよう『安全第一』で本運動に取り組みましょう！

また、北信越5県（新潟・富山・石川・福井・長野）では、上記運動と併せて、**「冬季無災害運動」**（右図ポスター）を展開しておりますので、冬季災害ゼロを目指して、周知・啓発をお願いします。



## 年末年始に向けた建設工事現場の安全管理の徹底をお願いします！

### 建設業における労働災害発生状況について

まずは、敦賀労働基準監督署管内の建設業における労働災害発生状況を確認してみましょう。敦賀署管内における建設業の労働災害の推移は右図のとおりであり、令和7年10月末日時点では、建設業全体で22件発生（対前年同期比1件減少）している状況です。

また、令和元年1月から令和7年3月における同災害発生状況を事故の型別でみると、「墜落・転落」が最も多く発生し全体の約3割を占めており、次いで、「挟まれ・巻き込まれ」、「転倒」の順で多く発生している状況にあります。ここで、冬季間（12月から2月）に絞って、さらに分析してみると、「転倒」災害のみ大きく増加しており、これは冬季特有の積雪や路面凍結を起因とするものが大きく寄与しています。

また、冬季に発生した災害発生原因をみると、疲労による注意力の低下や省略行動等により基本ルールが順守されていないことによるものが散見される状況でした。

年末年始は、長期休み前の慌ただしい中で気持ちの焦りや休み明けの生活リズムが戻らない中での疲労や注意不足等により、労働災害の発生リスクが高まることが懸念されますので、現場一丸のもと、安全管理の徹底をお願いします。

建設業労働災害防止協会（建災防）でも、令和7年12月1日から令和8年1月15日までの期間を「建設業年末年始労働災害防止強調期間」として「無事故の歳末 明るい正月」のスローガンの下に展開しており、同強調期間実施要領では、「**現場点検チェックリスト**」が示されていますので、現場の安全管理にご活用ください。



建設業年末年始無災害  
防止強調期間実施要領

### 建設工事現場集中監督月間の指導結果について

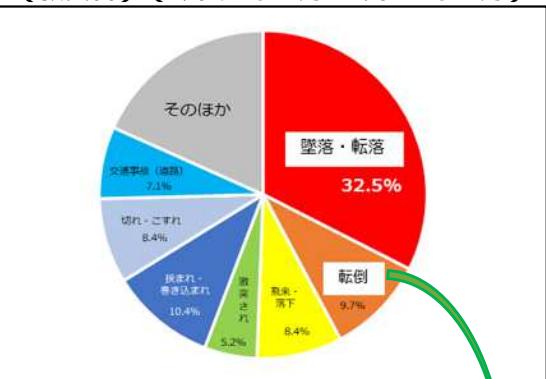
敦賀労働基準監督署で実施した建設工事現場集中監督月間（9月、10月）における指導結果について、とりまとめましたので上記チェックリストと併せて現場管理の参考としてください。

なお、同期間中における建設現場での安全衛生法関連の法違反率は約66.7%（全体の2/3）でした。

#### 建設業における労働災害発生の推移（敦賀署）



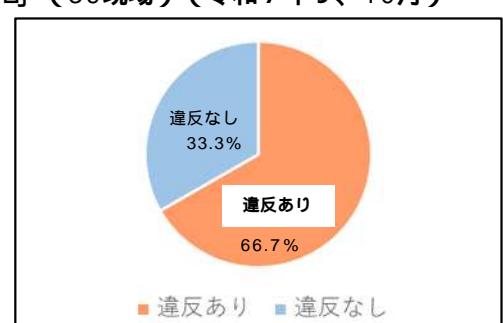
#### 建設業における事故の型別労働災害発生状況（敦賀署）（令和元年1月～令和7年3月）



#### 建設業における事故の型別労働災害発生状況（敦賀署）（令和元年1月～令和7年3月） (冬季間12月～2月)



#### 法違反が認められた建設現場の割合（39現場）（令和7年9、10月）



## 足場



手すり先行工  
法の足場を使用  
しましょう



足場からの墜  
落防止措置が強  
化されます



足場からの  
墜落・転落災  
害防止総合対  
策推進要領

墜落防止措置（手すり、中さん等）が講じられていない。

十分な幅がある箇所で建地を1本抜いて本足場としていない。

壁つなぎや控えが法定の間隔で設置されていない。

臨時に手すり等を外し作業を行う際、適切な墜落防止用器具を使用していない。

足場の作業床の最大積載荷重が表示されていない。

足場の作業床が片方の建地に寄せて設置してしまい、建地と作業床間隙が12cm以上となってしまっている。

地上第一の布が2m以下の高さに設けられていない。

破損した作業床を設置している。

足場の使用前点検を実施していない。

足場の設置届・変更届を提出していない。

## 脚立・はしご



はしごを使う前に/  
脚立を使う前に



はしごや脚立から  
の墜落・転落災害を  
なくしましょう！

脚立使用時に墜落保護用の保護帽を着用していない。

脚立の天板を立つ、又は、跨いで作業を行っている。

はしごの転位防止措置が講じられていない。

はしごをかけた際、当該上端を60cm以上突き出している。

専用脚立をはしごと使用している。

高さ1.5m以上の箇所に安全に昇降するための設備として脚立を使用している。

## 開口部等



足場の設置が困難な  
屋根上作業での墜落防  
止対策のポイント

屋根上端で作業を行っているにもかかわらず、親綱を設置し、労働者に墜落防止用器  
具を使用させていない。

躯体内の開口部（高さ2m以上）において、墜落防止措置が講じられていない。

## 石綿



事前調査を  
正しく実施でき  
ていますか！



現場に掲示しな  
ければならないも  
の正しく掲示でき  
ていますか！



石綿総合  
情報ポータ  
ルサイト

事前調査が実施されていない、又は、実施漏れがある。

事前調査の結果が現場に掲示されていない。

一定の規模の解体・改修工事で事前調査の結果を報告していない。

石綿作業主任者が事業場毎に選任されていない。

石綿作業時において、必要な掲示物が掲示されていない。

石綿作業について、作業計画に基づいた作業を行った記録を作成していない。

## その他



建設業におけ  
る化学物質管理  
(建災防)  
マニュアル有



化学物質対策  
が変わります！

安全協議会を設置・開催していない。

移動式クレーンの作業計画を策定していない。

現場で取り扱う化学物質の安全データシート（SDS）を周知していない。

化学物質のリスクアセスメントを実施することなく、化学物質を取り扱っている。